

保護者様

神戸市立玉津第一小学校
校長 荒川 慎一郎

感染症罹患時の提出書類について

神戸市立学校では、学校感染症に罹った場合、登校再開の際に「登校許可書」の提出が必要です。

神戸市医師会のご協力のもと、児童が「百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱」と診察を受けた際、**統一した登校証明書を使用することで、原則文書料が無料**となっております。（ただし、それ以外の感染症の場合は、文書料が発生いたします）

また、令和元年度からは、インフルエンザについては他の感染症と区別し、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」（保護者が記入）を使用することとなっております。学校感染症に罹った場合、下記のような対応をよろしくお願い申し上げます

ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

～登校再開時に学校へ提出する書類～

《インフルエンザ》

変更点 → **保護者が「インフルエンザによる欠席期間の報告書」（裏面）を記入し学校に提出。**
（報告書記入の為に再診は必要ありません）

- * ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、「インフルエンザ用の登校(園)許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。（学校に申し出てください。）

《百日咳・麻しん(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・風しん・水痘(みずぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)》

従来通り **医療機関で「学校(園)登校許可書」を書いてもらい学校に提出。**

- * 許可書は本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷もできます。文書料は無料ですが、診察料はかかりますのでご了承ください。
- * 神戸市医師会に加盟していない医療機関では文書を無料で作成いただけないところもあります。その場合は、保護者が医師の指示内容を連絡帳などの書面で学校に報告してください。

《上記以外の感染症で医師から感染の恐れがあり学校を休むように言われた場合》 (手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑などその他の感染症)

従来通り **保護者が医師の指示内容を連絡帳などの書面で学校に報告**

記入例) 1. 『〇月〇日に、〇〇病院で「手足口病」と診断され、欠席しておりましたが、昨日、再受診して医師より登校の許可が出ましたので、本日より登校させます。』

2. 『〇月〇日に、〇〇病院で「溶連菌感染症」と診断されました。医師より、熱が下がるまでは学校を休むように指示されていました。昨日、解熱したので本日より登校させます。』

保護者様

- インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。
 - ①発症した後5日経過している ②熱が下がった後2日（幼児は3日）経過している
（学校保健安全法施行規則第19条） ※この間は、「出席停止」の扱いになります
- 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書を学校に提出してください。
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

神戸市立玉津第一小学校長あて

《インフルエンザ罹患者》 年 組 名 前 _____

保護者名 _____

医療機関で
お聞きください

《例》

発症後、最低5日間は登校できません								
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	/
熱が下がった日に○			○	1日目	2日目		登校可能	
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	登校可能
熱が下がった後2日を過ぎるまでは登校できません								

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○								

《受診した医療機関》 _____ 《受診日》 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診してください。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに回答しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

神戸市医師会

神戸市教育委員会